

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法

一九八

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部

の整備等の促進に関する法律の一部

を改正する法律

(平成二三年六月一日法律第五七号)

一、提案理由(平成二三年四月一四日・参議院内閣委員会)
○国務大臣(蓮舫君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
国、地方共に財政状況が極めて厳しい中、今後必要となる社会資本の整備や更新において、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが求められております。また、民間の事業機会を創出することにより、経済を活性化し、我が国の経済成長を最大限実現する必要があります。

この法律案は、このような状況に鑑み、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案

制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等の活用事業推進会議の設置等の措置を講ずるものであります。
次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公共施設等に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加することとしております。

第二に、民間事業者が、公共施設等の管理者等に対して、実施方針を策定することを提案できる制度を創設することとしております。

第三に、公共施設等運営権に係る制度を創設し、民間事業者が、公共施設等の利用料金を自らの収入として收受することを含む、公共施設等の運営等を行うことができることとするとともに、公共施設等運営権を抵当権の目的とすることができるることとしております。

第四に、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議を設置し、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(平成二二三年四月二〇日)

○松井孝治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公共施設等運営権の導入の意義、民間事業者への公務員の派遣が事実上の天下りとならないような運用の必要性、民間資金等活用事業推進会議と民間資金等活用事業推進委員会の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法

○附帯決議(平成二二三年四月一九日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、民間事業者への公務員の派遣等については、民間事業者の必要性を十分に踏まえ、民間事業者からの要請に基づき事实上の「天下り」との批判を受けることのないよう、その運用に万全を期すこと。

二、民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

三、民間事業者選定に当たつては、公平な競争を確保するとともに、契約事業者による良質な市民サービスの維持に常に配慮すること。

右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告(平成二二三年五月一四日)

○荒井聰君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法

一一〇〇

共、施設等の整備等の一層の促進を図るため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公共施設等に賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加するものであります。

第二に、民間事業者による提案制度を創設するものであります。

第三に、公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができるようとするものであります。

第四に、内閣府に、民間資金等活用事業推進会議を設置するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十二日本委員会に付託され、翌十三日蓮舫国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十日に質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 我が国の厳しい財政的制約や東日本大震災の甚大な被害が存在する中、必要な社会資本整備を効率的に実現するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等（以下「PFI事業」という。）を十分活用すること。

二 地方公共団体等におけるPFI事業の活用をより一層推進するため、政府は、実務上のノウハウが地方公共団体等の職員に十分理解されるよう、必要な支援策を講じること。

三 公共施設等の対象に、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星を追加することに伴い、PFI事業の一層の活用が図られるよう努めること。

四 民間事業者による提案制度の運用に当たっては、民間事業者が経営上のノウハウの漏出をおそれ、萎縮することのないようにするための対策を検討すること。

五 公共施設等運営事業の活用に当たっては、事業の需要予測等を厳格に行い、事業の収益性を確保するよう、公共施設等の管理者等が事業の適正を期すこと。また、制度の運用状況を検証し、不適切な運用が生じている場合には、改善のための必要な措置を講ずること。

六 公共施設等運営権を最大限活用するため、金融機関からの円滑な融資、民間事業者による提案等民間の創意工夫の活

用、必要に応じた国や地方公共団体からの円滑な職員派遣等につき適切な措置を講ずること。また、国や地方公共団体が保有する社会資本の実態等の把握につき必要な措置の検討を行うこと。

七 民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

八 民間事業者への公務員の派遣等に当たっては、民間事業者の必要性を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑惑をもたれないよう、その運用に万全を期すこと。